

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2023年2月8日
【四半期会計期間】	第18期第3四半期（自2022年10月1日 至2022年12月31日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	SUNWELLS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苗代 亮達
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務経理部長 上野 英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務経理部長 上野 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第3四半期累計期間	第18期 第3四半期累計期間	第17期
会計期間	自2021年4月1日 至2021年12月31日	自2022年4月1日 至2022年12月31日	自2021年4月1日 至2022年3月31日
売上高 (千円)	5,921,047	9,697,822	8,419,898
経常利益 (千円)	71,895	706,322	348,916
四半期(当期)純利益 (千円)	55,064	503,526	255,712
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	35,000	35,000	35,000
発行済株式総数 (株)	11,740,000	11,740,000	11,740,000
純資産額 (千円)	664,093	5,082,915	864,741
総資産額 (千円)	8,633,690	16,973,993	9,015,242
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.11	54.74	33.03
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	53.51	-
1株当たり配当額 (円)	-	13.00	11.00
自己資本比率 (%)	7.7	29.9	9.6

回次	第17期 第3四半期会計期間	第18期 第3四半期会計期間
会計期間	自2021年10月1日 至2021年12月31日	自2022年10月1日 至2022年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失() (円)	2.33	25.63

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。
3. 第17期第3四半期累計期間及び第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。
5. 当社は、2022年6月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第18期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から第18期第3四半期会計期間末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和が進んだことで、企業活動や個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や急激な為替相場の変動による世界的なエネルギー・原材料価格の高騰などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が全て75歳以上の高齢者となる2025年に向けて、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの構築）への取り組みが進められています。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者の方のニーズに応えるべく、2022年5月にPDハウス足立（東京都足立区）、2022年6月にPDハウス船橋（千葉県船橋市）、2022年7月にPDハウス東大阪（大阪府東大阪市）、2022年9月にPDハウス八尾（大阪府八尾市）、2022年10月にPDハウス秋吉（富山県富山市）及びPDハウス西東京（東京都西東京市）、2022年12月にPDハウス南与野（埼玉県さいたま市）を新規開設いたしました。この結果、当第3四半期会計期間末の「PDハウス」施設数は19施設となりました。既存施設を含めた各施設の稼働率はいずれも順調に推移しており、新型コロナウイルス感染拡大による影響は、限定的となっております。

以上により、当第3四半期累計期間における売上高は9,697百万円（前年同期比63.8%増）、営業利益は916百万円（同463.8%増）、経常利益は706百万円（同882.4%増）、四半期純利益については503百万円（同814.4%増）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

当第3四半期会計期間末における資産、負債及び純資産の状況は以下のとおりです。

（資産）

当第3四半期会計期間末の資産合計は16,973百万円となり、前事業年度末から7,958百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース資産が3,932百万円、現金及び預金が1,840百万円、売掛金が828百万円増加したことによるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債合計は11,891百万円となり、前事業年度末から3,740百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース債務が4,042百万円増加、短期借入金1,040百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産合計は5,082百万円となり、前事業年度末から4,218百万円増加しました。これは主に、公募及び第三者割当による自己株式の処分により資本剰余金が3,917百万円増加したことによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発費の総額は16百万円であります。

(6) 主要な設備

前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設について、当第3四半期累計期間に完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	取得価額 (千円)	資金調達方法	完了年月
PDハウス東大阪 (大阪府東大阪市)	PDハウスの建物 (注)2	437,000	自己資金	2022年6月
PDハウス八尾 (大阪府八尾市)	PDハウスの建物 (注)2	586,500	自己資金	2022年6月
PDハウス秋吉 (富山県富山市)	PDハウスの建物	408,263	自己株式処分資金 及び借入金	2022年8月
PDハウス西東京 (東京都西東京市)	PDハウスの建物 (注)2	550,000	自己資金	2022年8月
PDハウス南与野 (埼玉県さいたま市)	PDハウスの建物 (注)2	757,000	自己資金	2022年10月
PDハウス月寒 (北海道札幌市)	PDハウスの建物 (注)2	381,818	自己資金	2022年12月

(注)1. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. PDハウスの建物取得は、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の取得によるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,740,000	11,740,000	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 なお、1単元の株式数は 100株であります。
計	11,740,000	11,740,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第5回新株予約権
決議年月日	2022年11月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	130(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 13,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,767(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年11月16日 至 2032年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価額及び資本組入額(円)	発行価格 7,767 資本組入額 3,884
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

新株予約権の発行時(2022年12月7日)における内容を記載しております。

1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額（以下、「行使価額」という。）に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日以後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

- (a) 2024年11月16日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
- (b) 2025年11月16日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
- (c) 2026年11月16日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
- (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。当社従業員に付与される新株予約権については、新株予約権の割当てを受けた時点の職位から降格した場合には、当該新株予約権を行使できない。

新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年10月1日～ 2022年12月31日	-	11,740,000	-	35,000	-	-

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,798,800	-	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,939,900	99,399	同上
単元未満株式	普通株式 1,300	-	-
発行済株式総数	11,740,000	-	-
総株主の議決権	-	99,399	-

（注）「単元未満株式」には、当社所有の自己株式79株が含まれております。

【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	1,798,800	-	1,798,800	15.32
計	-	1,798,800	-	1,798,800	15.32

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役	長山 知広	2022年6月29日
常務取締役総務経理部長	取締役総務経理部長	上野 英一	2022年6月29日
常務取締役人事部長	常務取締役	長山 知広	2022年11月15日
取締役定着管理部長	取締役	中山 美智代	2022年11月15日

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	814,760	2,655,544
売掛金	1,617,382	2,446,168
棚卸資産	29,718	14,647
その他	85,741	105,529
貸倒引当金	367	378
流動資産合計	2,547,236	5,221,512
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,597,203	1,949,409
リース資産(純額)	3,381,451	7,313,701
その他(純額)	806,861	1,667,076
有形固定資産合計	5,785,516	10,930,187
無形固定資産		
投資その他の資産	17,368	12,993
その他	666,598	810,761
貸倒引当金	1,477	1,461
投資その他の資産合計	665,120	809,299
固定資産合計	6,468,006	11,752,480
資産合計	9,015,242	16,973,993
負債の部		
流動負債		
買掛金	68,852	86,257
1年内償還予定の社債	31,000	31,000
短期借入金	1,540,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	265,399	283,192
リース債務	87,583	152,366
未払法人税等	90,719	113,570
賞与引当金	359,766	294,388
その他	673,136	1,306,551
流動負債合計	3,116,456	2,767,326
固定負債		
社債	106,000	82,500
長期借入金	1,165,802	1,229,120
リース債務	3,403,627	7,381,045
退職給付引当金	94,773	118,197
資産除去債務	170,347	174,092
その他	93,493	138,795
固定負債合計	5,034,044	9,123,750
負債合計	8,150,501	11,891,077
純資産の部		
株主資本		
資本金	35,000	35,000
資本剰余金	102,007	4,019,703
利益剰余金	747,733	1,036,885
自己株式	20,000	9,653
株主資本合計	864,741	5,081,935
新株予約権	-	980
純資産合計	864,741	5,082,915
負債純資産合計	9,015,242	16,973,993

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	5,921,047	9,697,822
売上原価	4,548,630	7,076,590
売上総利益	1,372,417	2,621,232
販売費及び一般管理費	1,209,831	1,704,634
営業利益	162,585	916,597
営業外収益		
受取利息	165	252
補助金収入	3,964	48,978
その他	15,962	23,695
営業外収益合計	20,091	72,926
営業外費用		
支払利息	107,185	254,427
その他	3,596	28,773
営業外費用合計	110,782	283,201
経常利益	71,895	706,322
特別利益		
投資有価証券売却益	130	-
特別利益合計	130	-
特別損失		
固定資産除却損	698	3,773
その他	-	83
特別損失合計	698	3,856
税引前四半期純利益	71,326	702,465
法人税等	16,261	198,939
四半期純利益	55,064	503,526

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

1 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年12月31日)
当座貸越極度額及びコミットメント契約の総額	2,500,000千円	2,500,000千円
借入実行残高	1,300,000	-
差引額	1,200,000	2,500,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
減価償却費	221,928千円	342,944千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月15日 取締役会	普通株式	84,443	1,091	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注) 2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月15日 取締役会	普通株式	85,140	11	2022年3月31日	2022年6月17日	利益剰余金
2022年11月8日 取締役会	普通株式	129,234	13	2022年9月30日	2022年12月9日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年6月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2022年6月26日を払込期日とする公募(ブックビルディング方式による募集)による自己株式の処分をしたことにより、資本剰余金が3,134,227千円増加しております。

また、2022年7月26日を払込期日とする第三者割当(オーバーアロットメントによる売出し)による自己株式の処分をしたことにより、資本剰余金が783,467千円増加しております。

この結果、当第3四半期会計期間末において資本剰余金が4,019,703千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	サービス区分						合計
	P Dハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	697,808	-	-	-	-	-	697,808
関東	486,573	-	-	-	-	-	486,573
北陸	955,781	1,780,298	121,854	298,624	73,849	33,654	3,264,063
関西	272,905	-	-	-	-	-	272,905
九州	943,737	-	-	-	-	-	943,737
顧客との契約 から生じる収 益	3,356,805	1,780,298	121,854	298,624	73,849	33,654	5,665,088
その他の収益	-	-	-	-	255,959	-	255,959
外部顧客への 売上高	3,356,805	1,780,298	121,854	298,624	329,809	33,654	5,921,047

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当第3四半期累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	サービス区分						合計
	P Dハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具 事業	加圧トレー ニング事業	
北海道	899,084	-	-	-	-	-	899,084
関東	2,118,445	-	-	-	-	-	2,118,445
北陸	1,117,255	1,916,597	122,703	286,136	72,143	28,841	3,543,676
関西	1,598,345	-	-	-	-	-	1,598,345
九州	1,269,611	-	-	-	-	-	1,269,611
顧客との契約 から生じる収 益	7,002,742	1,916,597	122,703	286,136	72,143	28,841	9,429,163
その他の収益	-	-	-	-	268,658	-	268,658
外部顧客への 売上高	7,002,742	1,916,597	122,703	286,136	340,801	28,841	9,697,822

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	7円11銭	54円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	55,064	503,526
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	55,064	503,526
普通株式の期中平均株式数(株)	7,740,000	9,198,352
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	-	53円51銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	210,758
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2022年11月15日開催の取締役会決議による第5回新株予約権 新株予約権の数 130個 (普通株式 13,000株)

- (注) 1. 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第17期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。
3. 当社は、2022年6月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から当第3四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2022年11月8日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 配当金の総額.....129,234千円

(2) 1株当たりの金額.....13円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....2022年12月9日

(注) 2022年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月8日

株式会社サンウェルズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大枝 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石橋 智己
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の第3四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. BRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。